

日本労働年鑑 1951年版(第23集)  
The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第六章 労働基準法の施行状況

第一節 労働基準法の全面的適用

一九四七年四月七日法律第四九号として公布された労働基準法は同年九月一日と十一月一日の二回にわたって分割施行された。

まず、八月三十一日には「労働基準法施行規則」(厚生省令第二三号)、「労働基準監督機関官制」(政令第一七四号)、「賃金委員会官制」(政令第一七五号)、「労働者災害補償審査委員会」(政令第一七六号)が制定され、八月三十一日政令第一七〇号「労働基準法の一部施行期日を定める政令」によって、次の部分が同年九月一日から施行された。すなわち、第一章「総則」、第二章「労働契約」、第三章「賃金」、第四章「労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」、第六章「女子及び年少者」のうち「年少者の労働時間及び休日」(六〇條)、「女子の労働時間及び休日」(六一條)、「坑内労働の禁止」(六四條)、「産前産後」(六五條)、「育児時間」(六六條)、第八章「災害補償」、第九章「就業規則」、第一〇章「寄宿舍」のうち「寄宿舍生活の自治」(九四條)、第十一章「監督機関」、第一二章「雑則」のうち寄宿舍に関する法令規則の周知義務についての第一〇六條第二項を除く外全部、第一三章「罰則」および附則の一部である。

次いで一〇月三十一日には「技能者養成委員会官制」(政令第二三〇号)、「技能者養成規程」(労働省令第六号)、「事業場附属寄宿舍規程」(労働省令第七号)、「女子年少者労働基準規則」(労働省令第八号)、「労働安全衛生規則」(労働省令第九号)が制定され、一〇月三十一日政令第二二七号「労働基準法の一部施行期日を定める政令」をもって残部が施行された。

しかるに、労働基準法第一二七條には施行後六ヵ月間は適用されない諸規定があげてあり、従って九月一日施行された諸規定のうち、第一八條第二項(使用者が貯蓄金を管理する場合の認可)、第五七條(年少者の証明書備付義務)、第六二條(深夜業)、第六三條(危険有害業務の就業制限)、第八九條(就業規則の作成及び届出義務)、第一〇六條第一項(法令規則の周知義務)第一〇七條(労働者名簿)、第一〇八條(賃金台帳)は一九四八年三月一日にはじめて適用され、十一月一日に施行された諸規定のうち、第四九條(危険業務の就業制限)、第六〇條(年少者の労働時間及び休日)、六一條(女子の労働時間及び休日)、九五條(寄宿舍規則)、第一〇六條第二項(寄宿舍に関する法令規則の周知義務)は一九四八年五月一日に至ってはじめて適用された。

以上に見る如く、労働基準法が全面的に適用されるに至ったのは一九四八年五月一日以後のことである。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---